

## 高島市広告デジタルサイネージ設置事業者募集要項

高島市本庁舎および支所における広告デジタルサイネージ設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集を次のとおり実施します。

### 1 概要

#### （1）事業名

高島市広告デジタルサイネージ設置事業

#### （2）事業内容

広告デジタルサイネージの設置、運用業務

#### （3）設置場所、事業内容、使用許可期間等

別紙仕様書のとおり

### 2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす設置事業者に限り応募することができます。

#### （1）次の①から③までの基本的要件を満たす者であること。

- ① 自ら広告主の募集及び放映する広告並びに行政情報を制作することができ、事業を円滑に運用できる広告代理店（個人代理店を除く。）であること。
- ② 広告モニター等の設置に伴う作業において、電気工事、モニター等取付工事、工時終了後の維持管理、事業終了時の撤去までの作業が自社グループ一貫体制であること。
- ③ 地方公共団体において、広告デジタルサイネージ設置事業に類似した実績を有していること。また、特定の地方公共団体において、同設置事業を継続して5年以上の運用実績を有していること。

#### （2）次の①から⑦までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当するものであって、その事実があった後2年間を経過したものを含む。）であること。

- ① 高島市との契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 高島市が実施した競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を阻害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が高島市と契約することまたは高島市との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により高島市が実施する監督または検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由なく、高島市との契約を履行しなかった者
- ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しないものを高島市との契約の締結または履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号までまたは第6号の規定に該当しない者

### 3 スケジュール

① 公募開始 (HP公表)	令和8年1月30日 (金)
② 質問書の受付期限	令和8年2月13日 (金)
③ 質問書に対する回答	令和8年2月17日 (火)
④ 応募申込書期限	令和8年2月27日 (金)
⑤ 設置事業者結果 (HP公表)	令和8年3月 4日 (水)
⑥ 契約手続き	令和8年3月11日 (水) 頃
⑦ 運用開始	令和8年7月 1日 (水) 予定

### 4 応募申込方法等

#### (1) 申込みに必要な書類

- ① 応募申込書<様式第1号>
- ② 応募価格提案書<様式第2号>
- ③ 広告事業実績調書<様式第3号>
- ④ 会社概要 (会社の概要がわかるパンフレット等)
- ⑤ 印鑑証明書
- ⑥ 法人登記簿 (現在事項証明書で可)
- ⑦ 事業報告書、貸借対照表および損益計算書
- ⑧ 国税の納税証明書の写し
- ⑨ 主たる事業所を有する所在地に係る都道府県税及び市町村民税の納税証明書の写し (未納がないことを証するもの)

注1) 提出書類は、各1部提出してください。

注2) 応募価格提案書の価格は3台分の合計月額金額(消費税込み)を記載してください。

注2) 上記⑤、⑥、⑧および⑨の証明書は、発行後3カ月以内のものに限ります。

#### (2) 書類の提出方法

##### ① 提出先

滋賀県高島市新旭町北畠 565 番地  
高島市役所 総務部行財政管理局行政管理課 (本館2階)

##### ② 提出期間

令和8年2月6日 (金) から令和8年2月27日 (金) まで  
(高島市の休日を定める条例(平成17年条例第2号)第1条に掲げる本市の休日  
は除く。)

受付時間 午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までを除く。)

※ 申込書類は、持参すること。

#### (3) 申込みに当たっての留意事項

- ① 受付期間内に限り価格提案を辞退することができます。その場合は、価格提案辞退  
届<様式第4号>を、受付期間内に持参すること。

#### (4) 応募価格提案書の無効

- ① 貸付料の応募価格が、仕様書に定める最低貸付料を下回るもの

- ② 応募資格がない者が提案したもの
- ③ 応募価格、日付、住所、氏名および押印（印鑑証明印）のないものまたはこれらが分明できないもの
- ④ 価格提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの
- ⑤ 応募書類に虚偽の記載があるもの

## 5 質問について

- (1) 高島市広告デジタルサイネージ設置事業募集要項に関する質問は、質問書＜様式第5号＞に記入の上、行政管理課までメール、郵送または持参で提出してください。ただし、メールで提出された場合は、その旨を電話で連絡してください。これ以外の方法（電話、FAX等）によるものは受け付けません。
- (2) 質問項目ごとに一枚の質問用紙を使用すること。
- (3) 質問の受付は、令和8年2月13日（金）午後5時までとします。
- (4) 質問への回答は、令和8年2月17日（火）を目途にホームページで公表します。個別での回答は行いません。  
( <https://www.city.takashima.lg.jp/soshiki/somubu/gyozaiseikanrikyokugyoseikanrika/1/1/13999.html> )

## 6 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。
- (2) 公募要件に対し、高島市が設定する最低貸付料以上の額で、かつ、最も高額の応募価格を提示した者を選定し、設置事業者とします。  
なお、最高の応募価格提案が2者以上ある場合は、当該応募価格提案者立会いのもと、くじにより選定します。ただし、応募価格提案者が、諸般の事情により、高島市が指定する日時・場所に立ち会うことができない場合は、この高島市広告デジタルサイネージ設置事業者決定事務に關係のない職員にくじを引かせ設置事業者を決定します。
- (3) 設置事業者の公表について、令和8年3月4日（水）の予定です。設置事業者の決定後、高島市のホームページに決定金額および決定した事業者名ならびに応募参加者数を掲載します。
- (4) 不正な応募が行われるおそれがあると認められるとき、もしくは災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止し、または延期することがあります。

## 7 契約締結の手続き

設置許可事業者に決定した者は、市の指定する期日までに次の書類を提出してください。

- ①参考見積書（応募価格提案書と同額）
- ②設置するデジタルサイネージの機器の仕様が分かるもの（サイズ、消費電力等が記載されているカタログ等）

## 8 設置事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なく、市の指定する手続きに応じなかった場合
- ② 設置事業者が応募の資格を失った場合

※決定を取り消したときは、同物件に係る次回公募手続きに参加できません。

## 9 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- (2) 提出された書類は、業務の設置事業者の選定外に使用しません。
- (3) 提出された書類は、必要に応じて複写します。
- (4) 提出された申込関係書類およびデジタルサイネージ機器の設置期間中の管理運営に係る各種書類等は、必要に応じて公表することとします。ただし、公表に当たっては、個人情報や申込者の技術情報、信用情報等に配慮する必要があるため、高島市情報公開条例（平成18年条例第80号）の規定に照らし内容を判断します。

## 10 問合せ先

〒520-1592

滋賀県高島市新旭町北畠 565 番地 高島市役所本館 2 階

高島市総務部行財政管理局行政管理課 担当 向井

電話：0740-25-8112

FAX：0740-25-8101

Mail：gyokan@city.takashima.lg.jp